

湖周行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成 28 年 11 月 21 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、湖周行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 28 年湖周行政事務組合条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の手続)

第 2 条 条例第 3 条の規定により報告書等を縦覧しようとする者は、別に定める縦覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧の期間等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項に規定する縦覧期間のうち、次に掲げる日は、報告書等を縦覧することができない。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 報告書等の縦覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 報告書等を縦覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
 - (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
 - (4) 職員からの指示があったときは、それに従うこと。
- 2 組合長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 5 条 条例第 5 条の規定により提出する意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所等の所在地）
- (2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。